

平成27年8月31日

お取引業者 各位

財務部経理課長

嶋田 勝 憲

換金性の高い消耗品の取扱いについて（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本学では、研究費等の不正使用防止の観点から、取得価格が10万円未満であっても、換金性の高い消耗品については、少額資産（10万円以上50万円未満の備品）に準じて管理を実施することとしました。

つきましては、貴社が本学と取引を行う物品が「換金性の高い消耗品」に該当するかどうかを識別する必要がありますので、今後は下記の要領により書類整理を行っていただきますよう、ご協力をお願いします。

敬具

記

1. 「換金性の高い消耗品」を含む品目の内訳

識別番号	品目（一般名・主な用途）	定義
換①	パソコン	
換②	タブレット型コンピュータ	スマートフォン含む
換③	デジタルカメラ	
換④	ビデオカメラ	
換⑤	テレビ	家電リサイクル法が適用されるテレビ
換⑥	録画機器	ブルーレイ・DVD・HDD方式の専用機
換⑦	金券類	下記の例による

2. 書類整理の方法

本学へ見積・納品・請求する物品の品目（一般名・主な用途）が、上記1の「換金性の高い消耗品」を含む品目に該当する場合は、上記1の識別番号換①～⑦を見積書・納品書・請求書の備考欄等に記入してください。

3. 金券類の例

クオカード、全国共通図書カード、切手、郵政はがき
ネット決済用のプリペイドカード

4. 書類整理開始日

平成27年9月納品分から可能な限りご対応下さいますようお願いいたします。